

水道を使用されるお客様へ

小城市水道事業よりお知らせ

水道を使用するには事前に開栓手続きが必要です。

※土日祝日及び受付時間外(17:15～8:30)は受付できません。

水道をお使いになる日の前日(平日)の12時までにお手続きをお願いします。

開栓手続き(水道使用届のご提出)

以下の事項について、まちなか市民交流プラザ内 小城市水道課窓口でお手続きをお願いします。(ご自宅やコンビニ等から水道使用届をFAX送信していただく方法でのお手続きも可能です。受付時間外に送信されたFAXは、翌日(平日)の受付処理となります。)

※様式は小城市ホームページ→環境・住まい→上水道の中にも掲載しています。

- 水道開栓の月日 水道の使用を始められる日。
- 水道の使用場所 アパート等の場合は、住所、アパート名、棟、部屋番号まで。
- 氏名(使用者) 使用者及び水道料金を納めていただく方。
- 電話(携帯可) 確実にご連絡がとれる電話番号。
- 料金支払い方法 口座振替又は、納付書支払い。
- 請求先 納付書やお知らせ等の郵送先住所。

※賃貸物件に入居される方で近日中に住民票を移されるご予約のない方は、賃貸借契約書のコピーが必要です。居住されている証明としてご提出いただいております。

窓口受付時間 平日 8時30分 から 17時15分まで

※受付時間内のご来庁が困難な場合は、事前に水道課までご連絡ください。

水道料金のお支払について(収納企業名:小城市水道事業)

1. 口座振替(毎月25日振替)のお手続きについては、通帳とお届印をご持参の上、下記金融機関窓口で行ってください。※その際、水道を使用される場所のご住所、アパート名、棟、部屋番号までご記入ください。

2. 納付書(現金)支払いの場合は、お手元に届いた納付書をご持参の上、下記金融機関窓口でお支払ください。(コンビニも可。)万一納付書を紛失された場合は、水道課窓口までお越しください。

※検針は毎月18日～22日に実施し、水道料金は検針月の翌月にご請求いたします。

小城市水道事業の口座振替、納付書支払い受付金融機関は以下の通りです。

- ① 佐賀銀行 ② 佐賀県農業協同組合(JA佐賀) ③ 佐賀共栄銀行
- ④ 佐賀東信用組合 ⑤ 九州労働金庫 ⑥ 郵便局(九州管内のみ。沖縄県以外。)

お問い合わせ先 小城市小城町253-21 まちなか市民交流プラザ(ゆめぷらっと小城)内
小城市水道課(平日のみ)

T E L (0952) 73-8804 F A X (0952) 73-5491